

パーティもワインも大好きな石原がお教える

Social Host Liability

hiro.ishihara@aegism.com 310/793-1309 Ext. 237



本当に怖いアメリカ！ソーシャル・ホスト・ライアビリティ

アメリカでは誕生日や卒業式はもちろん、クリスマスなど一年を通して様々なホームパーティーが各家庭で気軽に開かれています。パーティーにはいろいろな年齢層の人々が集まりますし、アルコールを気軽に提供される事も多いと存じます。この年末年始、ご自宅でホームパーティーを開かれた方も少なくないでしょう。

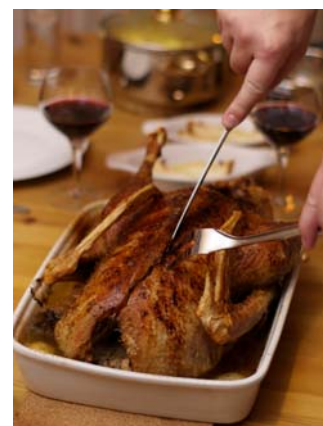
しかし、このホームパーティーで気軽に出されるアルコールによってホームパーティー主催者側が加害者となり思わぬ法律上の責任を問われる事があります。ここではカリフォルニア州の新法についてご説明すると同時に、アメリカは他国に類を見ない法的風土を持った訴訟大国という事を再確認して頂ければ幸いです。

カリフォルニアの民事におけるソーシャル・ホスト・ライアビリティ

1/1/2011 よりカリフォルニア州法にソーシャル・ホスト・ライアビリティ (AB2485) が制定・施行されました。カリフォルニアには州議会はアルコールの消費や取り扱いの規制には非常に活動的である一方、ソーシャルホストに対する民事責任を原則として認めていませんでした。しかし、2009年の12月中旬に17歳の少女が飲酒運転事故により亡くなった事を切っ掛けに見直されました。

この新法によりホームパーティーなどの主催者側が21歳以下の未成年者と認知していたにも関わらずアルコールを提供した事により、未成年者が死傷またはその未成年者によって他人を死傷させた場合や第三者の財物・所有物の損壊などにより、アルコールを提供したパーティー主催者側が法律上の賠償責任を問われることとなります。

この法令はあくまで『民事責任』についての新法であり、21歳未満の未成年者にアルコールを提供した場合の『アルコール飲酒法で問われる刑事責任』とは別の法律となります。



アメリカ全体でのソーシャル・ホスト・ライアビリティ

未成年者に対するソーシャル・ホスト・ライアビリティを採用する州は全体の約5割以上を占めており、その他の州の約1割は『Limited』としております。Limitedを採用する州の基本的な考えは、未成年者だとしても飲酒における最終的な判断や責任は飲酒者側にあると定義しつつも、実際はケースバイケースでパーティー主催者側に有罪判決が下され、判例法で承認されたケースも存在します。また、少数の州ですが大人でも民事責任を主催者側が負う事を認めている州も存在します。

Dram Shop Liability By State

State	Vendor Liability for Intoxicated Adults?	Vendor Liability for Intoxicated Minors?	Social Host Liability for Intoxicated Adults?	Social Host Liability for Intoxicated Minors?
Alabama	Yes	Yes	No	Yes
Alaska	Limited	Yes	No	No
Arizona	Yes	Yes	No	Yes
Arkansas	No	No	No	No
California	No	Yes	No	Yes
Colorado	Yes	Yes	No	Yes
Connecticut	Yes	Yes	No	Yes
Delaware	No	No	No	No
District of Columbia	Yes	Yes	No	No
Florida	Limited	Yes	No	Limited
Georgia	Limited	Yes	Limited	Yes
Hawaii	No	Limited	No	No
Idaho	Limited	Yes	Limited	Yes
Illinois	Yes	Yes	No	No
Indiana	Yes	Yes	Yes	Yes
Iowa	Yes	Yes	No	Yes
Kansas	No	No	No	No
Kentucky	Yes	Yes	No	No
Louisiana	No	Yes	No	Limited
Maine	Yes	Yes	Limited	Yes
Maryland	No	No	No	No
Massachusetts	Yes	Yes	No	Yes
Michigan	Limited	Yes	No	Yes
Minnesota	Yes	Yes	No	Limited
Mississippi	Limited	Yes	No	Yes
Missouri	Limited	Yes	No	No
Montana	Limited	Yes	No	Yes
Nebraska	No	Yes	No	No
Nevada	No	No	No	No
New Hampshire	Yes	Yes	Yes	Yes
New Jersey	Limited	Yes	Limited	Yes
New Mexico	Yes	Yes	Yes	Yes
New York	Yes	Yes	No	Yes
North Carolina	Limited	Yes	Limited	Limited
North Dakota	Yes	Yes	Yes	Yes
Ohio	Yes	Yes	No	Yes
Oklahoma	No	Yes	No	No
Oregon	Yes	Yes	Limited	Yes
Pennsylvania	Yes	Yes	No	Yes

Rhode Island	Yes	Yes	No	No
South Carolina	No	Yes	No	No
South Dakota	No	No	No	No
Tennessee	Limited	Yes	No	No
Texas	Limited	Limited	No	Limited
Utah	Limited	Limited	No	Yes
Vermont	Yes	Yes	Yes	Yes
Virginia	No	No	No	No
Washington	No	Yes	No	Yes
West Virginia	Yes	Yes	No	No
Wisconsin	No	Yes	No	Yes
Wyoming	Limited	Yes	No	Yes

さて、具体的にはどのようなケースが考えられるのでしょうか？ 下記に列挙する例は、州によっては賠償責任を問われる可能性がある危険例を挙げて見ました。

- 1) ニューハンプシャー州で原告者はバイクに乗っていて、飲酒運転のドライバーに衝突された。負傷した原告はアルコールを提供したホームパーティー主催者に対して損害賠償を要求。
- 2) カリフォルニア州でホームパーティーで酔った16歳のゲストに殴られて怪我をした原告が、アルコールを提供したパーティーの主催者側を提訴する。
- 3) カリフォルニア州で事故で負傷した同乗者である原告が、17歳であったその車の運転手にアルコールを提供したホームパーティー主催者に対して賠償請求を要求。

リスクを考える

このような状況において、ソーシャル・ホスト・ライアビリティを回避する方法としてアメリカではよくある『アルコール持参』はその対応策ともとれるのではないのでしょうか。



では、果たして個人保険はこの特殊といえるソーシャル・ホスト・ライアビリティに対応するのでしょうか？ 一般的にホームオーナーズ保険の補償内容の中に個人賠償責任保険（Comprehensive Personal Liability）という補償が組み込まれており、第三者に与えた身体的傷害及び物的損害について契約者が負う法律上の賠償責任を補償します。

しかしソーシャルホスト・ライアビリティの条項には『主催者側が21歳以下の未成年者と認知していた事』とあり、状況によっては契約者＝主催者側の行為は、個人賠償責任保険の免責事項である『Intentional Acts』に当てはまると言う可能性があります。また、その事故状況によっては例え保険会社が民事訴訟から契約者を防御する為に弁護士費用までは補償したとしても、相手に対する賠償責任の義務を負わないケースも考えられます。

特にカリフォルニアではこの新法が制定されたばかりで、保険クレームがあった訳でもなければ実際に判例があった訳でもありません。事故クレームは生き物のようになんて一件一件違う為、保険が対応するかはケースバイケースと言ってよいでしょう。もしこのようなクレームが実際に発生した場合は速やかに弊社までご相談下さい。



注意： 本稿記載の情報は、保険ならびに弊社業務に関わる問題の概要を一般的にご紹介・ご案内するだけの目的によって作成されており、本稿に含まれる法律に係る記述は、いかなる意味でも法律上の専門的説明を意図するものではありません。法律上のご相談ならびに解釈は、貴社顧問弁護士にご照会いただくようお願いいたします。

本稿の内容については、作成・訂正時点で可能な限り最新かつ正確な情報を盛り込むよう努力いたしましたが、お読みになる現時点での情報の正確度と整合性については、弊社は一切の責任を負いませんのでその旨ご了承ください。また、特段に明記されていない限り、本稿の著作権ならびに著作権は弊社に帰属いたしますので、無断転載ならびに弊社の利害と利益に反する一切の使用を厳禁いたします。



AEGIS RISK MANAGEMENT INSURANCE SERVICES, INC.

3424 CARSON STREET, SUITE 300, TORRANCE, CA 90503 U.S.A.

PHONE (310)793-1309 FAX (310)793-1314 E-MAIL myhoken@aegisrm.com

<http://www.aegisrm.com>

California Department of Insurance License No. 0735928